



自分で決めます, 自分の一票
みんなで決めます, みんなの代表

大崎町長選挙 投票日 12月4日 (日)

町議補欠選挙も同時執行

大崎町長の任期が本年 12月20日 で満了となります。それに伴う町長選挙の投票日が決定し、12月4日に行われることになりました。また、町議会議員の補欠選挙も同時に執行されます。

今度の選挙は、私たちの町政を任せる人を選ぶ重要な選挙であり、私たちが投票する選挙の中でも身近な選挙です。

政治に参加する意識と自分たちの町は自分たちで発展させていくという自覚を持って、明日の住みよい大崎町をつくりましょう。

選挙の日程等は、次のとおりです。

◎日 程

選挙期日の告示日 **11月29日 (火)**

投票日 **12月4日 (日)**

◎投票ができる人

投票するためには、選挙人名簿に登録されることが必要です。

登録されるためには、

① 登録基準日(11月28日)現在において、大崎町に引き続き3か月以上住所を有する日本国民(今回の選挙では、8月28日までに住民票が作成された人)

② 昭和60年12月5日までに生まれた人の2つの条件に該当しなくてはなりません。

また、成年被後見人や町外へ転出した人などは投票できません。

なお、11月29日の1日間、大崎町役場において、選挙人名簿の縦覧ができます。自分に選挙権があるかどうか、分からない人は確認してください。



立候補予定者説明会の開催について

大崎町選挙管理委員会では、大崎町長選挙および大崎町議会議員補欠選挙の立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

立候補を予定されている方は、定刻までにご参集ください。

①日 時 (町長選挙) 10月26日(水) 午後2時から
(町議補欠選挙) 11月2日(水) 午後2時から

②場 所 大崎町役場 応接室

③持参するもの 印 鑑

※詳しいことは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前・不在者投票もできます

旅行や入院などで選挙の当日投票所で投票できない方は、期日前・不在者投票ができます。

①日 時 11月30日(水)～12月3日(土) 午前8時30分～午後8時

②場 所 大崎町役場

【問い合わせ先】 大崎町選挙管理委員会 TEL 76 - 1111 (内線 215)